

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
規制の名称	自立支援協議会の守秘義務
規制の区分	新設
担当部局	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
評価実施時期	令和4年9月
規制の目的、内容及び必要性	自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における障害者等の支援体制に関する課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ること等を目的として設置する機関であり、地域における課題の抽出に当たっては、個人情報を含む個別の事例等を検討することが不可欠である。しかしながら、協議会の従事者への守秘義務がかけられていないため、地域の課題を踏まえたサービス基盤の整備が十分に進まない。一方で、守秘義務を課すことは、関係者に対して、金銭的な遵守費用を基本的には負担させずに、目的を達成することが可能であるため、当該規制を導入することとした。
直接的な費用の把握	○遵守費用は、基本的には生じない。ただし、守秘義務に違反した場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第109条の規定により、1年以上の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしている。 ○行政費用は、国において、制度を周知するための費用(個人情報保護のマニュアルを整備する等)及び守秘義務違反をした者に対する罰則の対応をするための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	自立支援協議会において、個別の事例を通じて明らかになった課題を障害者や家族、地域の課題関係者が共有し、その課題を踏まえて地域の障害福祉サービス等をはじめとしたサービス基盤の開発・改善の取組を着実に進めることができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	改正案では、障害当事者や家族の個人情報が守られることにより、個別の事例の検討が活発に進み、その課題から地域の課題を抽出することで、課題解決につながる。 守秘義務違反に対する罰則を設けることにより遵守費用が生じることが見込まれるが、地域の課題を踏まえて障害福祉サービス等をはじめとしたサービス基盤の開発・改善の取組を着実に進めていくことができることを踏まえると、上記の便益がその費用を大きく上回るものと考えられる。
代替案との比較	協議会での情報については、他者に漏らしてはならない旨を通知等で周知することが考えられる。しかし、周知のみだと、十分に個人情報が守られないとして、障害当事者や家族の同意を得られない可能性があり、協議会における個別事例の検討が十分に進まないことから、協議会の従事者に守秘義務を課すことが妥当だと考える。
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の附則の規定に基づき、施行後5年を目処として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を行う。